

令和5年6月伊奈町農業委員会総会議事録

令和5年6月23日（金）

議 事 録

会 議 名 令和5年6月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和5年6月23日(金)

開会時刻 午後 1時35分

閉会時刻 午後 3時00分

招集場所 伊奈町役場 第3会議室

応招委員(農業委員)

小林 久雄 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 勝明

秋山 英章 高山 貢一 大塚 俊雄 戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

渡辺 久夫 加藤 幹夫 中村 仁

計 11 名

欠席委員(農業委員) なし

(農地利用最適化推進委員) 大島 久雄

議事録署名 秋山 英章 大塚 俊雄

事務局職員 大野局長、本多補佐、石井主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

只今から令和5年6月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員8名の出席でございます。

推進委員は3名出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは 戸井田会長 よろしくお願ひいたします。

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(13:35開会)

議長

ただいまから、令和5年6月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては秋山英章委員、大塚俊雄委員を指名しますので、よろしくお願ひします。

議長

はじめに、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議を行います。番号1番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

(事務局・朗読、説明)

第1号議案番号1番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇の土地を、〇〇〇〇さんから〇〇地内の土地を、〇〇〇〇さんが、農地として利用するために売買により取得する案件でございます。

資料1ページから5ページが許可申請書関係でございます。

資料6ページは申請地のうち〇〇〇〇地内の農地の位置図でございます。〇〇〇の〇〇〇〇の東側にある田んぼで、太線で囲った申請地と示したところでございます。ございます資料7ページから12ページは〇〇〇〇地内の土地の登記事項証明書および公図の写し。

資料13ページは申請地のうち〇〇地内の農地の位置図でございます。新幹線高架下から〇〇〇〇とのちょうど中間地点にある田んぼで、同様に太線で囲った申請地と示した箇所でございます。

資料14ページから15ページは〇〇地内の土地の登記事項証明書及び公図の写し。

資料16ページが作付け計画書でございます。

資料17ページから25ページは住民票の写し及び印鑑証明書でございます。

資料26ページは仮登記権利者の同意書

資料27ページから29ページは委任状でございます。

今回の土地所有者である、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、は相続により農地を取得しておりますが、いずれの土地についても現在耕作されておらず、今回権利移転をしたいとのこと。

譲受人の審査に移りますが、譲受人の〇〇〇〇さんですが、〇〇市の〇〇に居住しており、〇〇〇〇と〇〇市にあります〇〇〇〇という会社の役員をしております。平成29年の8月及び12月に伊奈町の〇〇〇〇地内の田んぼ、合計14筆、約1.2haの土地を購入し、耕作については初年度のみ行われており、その後作付けはされておらず、現在は管理状態となっております。

今回の申請地の現状といたしましては、不耕作地となっており、〇〇〇〇の農地につきましては、昨年度の農地パトロールにおいて、遊休農地と判断され、利用意向調査の対象となった箇所でございます。申請地の農地につきましては、〇〇さんが取得し管理を行っていくとのことでございます。〇〇の農地につきましても、現在耕作者がいない状態です。過去に道路を挟んで反対側にある〇〇〇〇の駐車場を造成する際の残土を当該土地に許可を得ずに堆積した経緯もございます。

また、当該土地につきましては、〇〇〇〇が駐車場の拡張のために農地法5条の仮登記を付けた経緯がありますが、この土地については農振地域であり、転用については原則不許可のものとなります。この事項につきましては、〇〇氏も承知しているものでございます。

また、仮登記の付いた土地の売買について埼玉県農業会議に確認したところ、仮登記で所有権移転がされるわけではないので、売買自体は可能であるとのことでした。この件については、仮登記権利者の同意書により権利関係に疑義が生じた場合は双方で解消するとの同意がされたものでございます。

作付けにつきまして、取得後は〇〇氏本人の話によると、県の方から小松菜をやってほしいとの話があり、小松菜を作付けするとのことでした。

また、今後両地区内での中間管理事業に係る集約が行われる際には協力するとのことですのでございます。

また、〇〇氏は〇〇市にも〇〇〇氏が農地を所有しており、〇〇市に所有している農地について、事務局で確認いたしましたが、不耕作地ではありませんでした。

従事日数につきましても資料16ページの作付け計画書の下にあるように常時従事日数の150日を満たしております。

農地法第3条の許可要件であります全部耕作利用要件、常時従事要件の150日、周辺農地との調和等すべての条件を満たしておりますので、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。よって、申請のとおり許可してよろしいかご審議願います。

説明は以上でございます。

議長

それでは、本地区担当の高山貢一委員さん、意見等ありましたらお願いします。

(高山貢一推進委員)

先日、〇〇さんのところへ行ってまいりました。〇〇さん自体は引退されていてほとんど農業には従事していないという状況です。ですからあの土地を活用していただける方があればその辺はなんとかしたいなということです。

田んぼは普通の田んぼができる所だと思が、ここだけは埋め立てしてございます。これは以前に許可を得て埋め立てたということですけど現状はほとんど砂利です。ですからこれで小松菜ができるかどうかということは私のほうでは判断つきかねますので皆さんの判断を待ちたいと思っております。

あとその周りは境界があるので、竹が4、5本立って境界の代わりになっておりました。隣の土地の方に聞いたら うちには影響が無いだろうからうちとしては構いませんよとそのような回答でしたので問題なくいくかと思っておりますので皆さんご審議のほどよろしく願います。

議長

小針新宿地区担当の中村仁推進委員さん、意見等あればお願いします。

中村仁推進委員

先日現地を確認しました。すでに下草が刈られておまして、15センチから20センチ程度の草が生い茂っているという状況です。本人でございしますが、〇〇さん自身は老人施設に入居中ということで確認が取れませんでした。すでに隣地はこの〇〇さんの土地であり現在は耕作されていませんが、同じように下草は刈られ管理はされている。今回の申請でございしますが作付け計画等も出ているわけですから作付けしていただけるのであれば問題は少ないのではないかと思います。

また、〇〇さん本人のほうに連絡しまして、すでに〇〇さんに依頼してある、まかせてある。

そのようなことを言うておりました。こちらの隣地は〇〇さんのものでありまして耕作がされていない、先ほどの〇〇さんと同じような状況でございます。今回の申請は 耕作等を今後していただけるのかどうかという問題はありますが所有権移転については問題は少ないのではと思います。

以上です。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

加藤委員

現状〇〇地区でやっている方で、この〇〇〇〇の件ではよくクレーム聞く。今年の春は掃除しているが、先ほど事務局からお話しあった通り1年目は耕作したけど2年目からはしなかったと。これは事実だし現実には1年目の耕作の後、その最初の年も人に頼んで作ってもらっている自分で作ったわけじゃないということは確認できている。そういう方でしかも機械が全部リースである。その期間そういう方が行うトラクターを1台30馬力の借りるとか、田植え機2台、耕運機2台、コンバイン1台、本当にリースしても1年だけでまた放棄されるのではないか。せいぜい草刈り程度で事務局の指導でやるとやるくらいがいいところ。現実にもう先ほど中村委員さんがおっしゃったようにもう30センチくらい伸びているわけですよ。田んぼのところはいいんですけど、入る出先の道路の草刈りはしません。それじゃあ今後どうするんですか。管理すると言いながらしていない。そういう方に売買するのは事務局が言う通り問題ないと思いますよ。法的には問題ないんでしょうけど、そういう倫理的な問題道徳的な問題含めておかないと買った当時から地元の人たちから入ってくる話だと、あれは困ったもんだと散々聞かされてますので、そこらへんをどういうふうに委員会で処分していくのか。

おそらく1年2年で作るのやめちゃうかもしれない。昨年度の委員会にかけた羽貫の田んぼの埋め立てもコスモス畑を作るという話だったが、一面草が生えているんですよ。隣の田んぼをやっている人に聞いたんですけども、まあしょうがないねと言っていた。皆さん人がいいからそれ以上のことは言いません。ただ、種が飛んだりいろいろと迷惑がかかるようだから、ちゃんと書類だしててもやる方はやるんですし、当初から指摘したように72歳の方で小さい機械しか持っていない、そこできるのかなと心配した通りになっているわけですよ。大事な土地なんだからということを考えるとちょっと一言、皆さんよく考えて許可するなりそこらへんの条件をきちんと整理させて、その〇〇さんがどこまで保証するかわかりませんが保証として文書で出せといっても難しいけど、なにかいい手段がないかちょっと考えて許可するとかしたほうが私はいいのではないかと思います。

事務局長

今加藤委員さんからご指摘がありました通り、平成29年に周りの土地を〇〇〇〇の代表の〇〇さんが購入して、本来ですと3年3作というところは重々承知しております。今に至った経緯ですが、当然この案件が来た時にまわりから反対が出るということは覚悟しておいてくれという話しは事務局から当人にはしてあります。当人のほうは今回〇〇さんと〇〇さん、そちらのお二方から、相続で持ちきれないので管理でもいいからして下さいと、そういったところで頼まれたんです。というところで、うちのほうもどうしようかというところで、県の方といろいろやりと

りはしたのですが法的には問題はないというところで今回議案に載せさせて頂いております。

加藤委員さん並びに全委員さんもお懸念されているかと思う、この取得した土地をどうするか、また管理になってしまうのかというところが、皆さん一番心配されることだと思いますが、今後〇〇地区においては中間管理をやっていくような形で町も進めていく予定でございます。その際一団の土地を〇〇さんにまとめるという形をとれば〇〇さんのほうは県から補助を受けて小松菜の栽培に取り組みたいというところで回答は得ております。県のビジネス支援課から正式に〇〇さんにはそういった農業法人的なものを今後やっていただきたいと依頼があったと伺っておりますので今後耕作放棄地をなんとかして中間管理によってまとめてという方向で事務局のほうは動いてまいりたいと考えております。以上でございます。

大塚委員

ただ今の事業プランのご説明ありがとうございました。その説明の中でちょっと気になった点があります。現地主の方は管理をしてもらいたいという気持ちがあつて〇〇さんに。中間管理で集約化を図って栽培するように委員会から誘導されている。わかりました。だとしたらなぜ所有権移転が必要なのか。私も大針に田んぼがありまして中間管理を前提にした時に、所有権移転は少なくとも大針のほうはない。もちろん数千円の耕作料金のやりとりは中間管理機構第三者を置いて公的にやっているからいいのですが。今の話しかからすると、どうしてそれなりの金額のやり取りがあつて3条で移転する手続きを踏むのか。もしお分かりでしたらご説明願いたい。

事務局長

ご質問があつた件ですが 田んぼのほかに〇〇さんのほうは〇〇地内に農家住宅を持っています。ましてそちらのほうもご高齢で誰も住んでなくて空き家の状態になっているということでそちらのほうの売買も合わせてというところで初め相談が来ました。そちらの農家住宅のほうなんですけども、今回の総会では時間的に無理なので議題には載せておりません。今回田んぼだけ先行させていただいております。所有権移転の関係なんですけど、そういった状態で〇〇さんが身寄りがないというところがございまして今後も草刈りも何もできないんだというところ、〇〇さんも草刈りができないというところで耕作放棄地になってしまつておりますので所有権移転によって、まずは草が伸びないように。本来作付けというところは義務付けなんですけれども、作付けのほうを行うというところはこちらの書類に書いてありますので、こちらのほうは事務局のほうからも作付け計画があるので作付けをお願いします、というところは申し上げているところでございます。以上です。

加藤委員

採決かけるにあたって、念押しじゃないけれど事務局・委員会も一緒になつてきつちりこの〇〇さんを指導するという意識確認をきつちりしてからということをお願いしたい。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。

採決する前に 今まででた意見と各委員さんのほうから意見が出ましたけれど、そういった意見を踏まえて、〇〇さんのほうには事務局のほうから伝えていただくということでよろしく願いしたいと思います。

議長

申請のとおり可決・決定しすることに賛成の方は挙手願います。

各委員

全員「挙手」

議長

挙手 全員 です。

よって、1番については、申請のとおり可決・決定しました。

議長

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号9番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

(事務局・朗読、説明)

事務局

第2号議案番号1番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は申請者の〇〇〇〇さんが、学習塾と自己用住宅の併用住宅を建築する事業計画でございいます。

それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号9番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書でございいます。

続いて2ページは申請地の案内図になります。申請地は小針神社の西側に申請地と示している個所でございます。

案内図上、申請地につきましては月極駐車場となっておりますが、当申請に際しては、違反状態でしたが、現在は是正されております。

資料3ページから4ページは理由書及び理由書に係る添付資料でございいます。理由書に記載されておりますが、事業計画者はさいたま市に5人で暮らしておりますが、子供がまだ小さく、妻の実家に面倒を見てもらうことがあるため、妻の実家付近で家を探していたこと、また、塾の経営を行うにあたり、ニューシャトル〇〇駅に近く、〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇の中間地点である本申請地を選定したとのことです。

資料5ページから6ページが土地登記簿謄本。所有権以外の権利の記載はありませんでした。

資料7ページは公図の写し。

資料8ページから13ページは土地利用計画図、平面図、立面図等の建物の関係書類です。

資料14ページから22ページは資金計画書、見積書、融資の貸付決定通知書、土地の売買契約書の写しでございいます。

資料23ページから25ページは工事に係る工程表及び事業計画。

資料26、27ページは現地の写真

資料28ページから29ページは印鑑証明書。

資料30ページは代理人の委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地に当てはまる要件といたしましては、「水道、下水道、ガス管のうち2種類以上埋設された道の沿線で500m以内に教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が2つ以上ある農地」となっております。

申請地は水道と本下水が埋設された道の沿線で、医療機関の〇〇〇〇から約320m、同じく医療機関の〇〇〇〇から420mに位置しており、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができるとされております。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

事務局からの説明は以上でございます

議長

それでは、地区担当の中村仁推進委員さん、意見等あればお願いします。

中村仁推進委員

こちらにつきまして先日現地を確認しました。すでに整地されておまして草が20センチ程度生い茂っております。この中にございます不動産の売買契約これが添付されておりますので本人の確認はしてございません。周辺は光ヶ丘団地。すでにこの宅地の周辺はブロック塀が積まれておまして。今回の申請の県道からの出入り、これらの歩車道の境界ブロックですか、切り下げてありまして。今回の申請はやむを得ないのではないかと思います。以上です。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いいたします。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

全員「挙手」

議長

挙手 全員です。

よって、9番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

議長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請審議を行います。番号1番を議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

(事務局・朗読、説明)

事務局

第3号議案番号1番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は令和3年10月14日付け、指令さい農第5-146号で許可済みの駐車場の一時転用の事業計画の変更申請でございます。

この事業は伊奈町栄地内にある〇〇〇〇の建替え工事を行うにあたり、当初の設計から変更があったこと、材料の高騰により部材の供給が遅れたことにより、着工時期が遅れたことにより、工期と土地の賃借期間を当初の令和4年10月までから1年間延長し令和5年10月までとするものでございます。当該変更にあたりまして、既許可の一時転用につきましては令和4年10月までの期間となっており、現状で期限を過ぎており、現況につきましても、駐車場として利用されているため、違反状態となっており、是正が必要なものとなります。本件につきまして、さいたま農林振興センターに確認したところ、許可後の計画変更申請により、転用期間の変更を要するものと回答があり、今回の申請に至ったものでございます。

それでは事前にお配りいたしました「第3号議案番号1番関係資料」をご覧ください。

資料1ページから3ページは申請書でございます。

続いて4ページから5ページは申請地の案内図になります。申請地はゆめくるの南側に申請地と示した個所でございます。

資料6ページは理由書でございます。理由書の内容につきましては冒頭に説明した通りでございます。

資料7ページから13ページが土地登記簿謄本。

資料14ページは公図の写し。

資料15ページから16ページは駐車場の設置に係る資料。

資料17ページから21ページは資金計画書、見積書、残高証明書でございます。

資料22ページから25ページは既許可の指令書の写し。

資料26ページから27ページは既許可の一時転用の違反状態であることに係る顛末書。

地権者及びホンダクリオからのものがございます。

資料28ページから31ページは法人の履歴事項証明書

資料32ページは印鑑証明書。

資料33ページは代理人の委任状になります。

農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

それでは、地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

(渡辺久夫推進委員)

現状は鉄板もひいてあるし駐車場としてずっと使ってた状況なので、これから10月まで延長するということですね。問題ないと思います。以上です。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

事務局長

今回一時転用が延長という形になったのですが、ちょっと事務局として皆様方にご迷惑をおかけしたことを、大変申し訳なかったことを陳謝いたします。本来ですと、令和4年の10月に切れているというところで、その状態を確認してそのタイミングで延長するべきところを、今回相手側から今後も使いたいということで延長の申請があつて初めて違反であるとわかったというところになってます。

今後こういったことが無いように一時転用にかかりましてはその期間内に収めるというところをまず徹底致します。それとまたこういった違反状態を踏まないようにパトロール等をしっかり行ってまいりまして今後このようなことが再発しないように心がけてまいりますので一つご理解のほどよろしくお願い致します。大変申し訳ございませんでした。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員
全員「挙手」

議長

挙手 全員です。

よって、番号1番について、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

議長

次に、第4号議案 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について議題といたします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

（事務局・朗読、説明）

事務局

第4号議案「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」

それでは、事務局から、「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」について、ご説明いたします。

この制度についてですが、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表することとなっております。その公表期限が毎年6月末までとなっているため、ご審議いただくものです。

この件につきましては、毎年この時期の総会時にご報告等しているところですが、今回は、令和4年度の点検・評価の（案）について、ご説明いたします。

内容としましては、点検・評価と計画共、農地の利用集積に関すること、遊休農地や違反転用に対する措置、その他法令事務等について、その詳細事項について個々に検証しているものです。

それでは、資料4番のタグをめくってください。「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」についてご説明します。

はじめに、1ページの「Ⅰ．農業委員会の状況」に関する事項についてですが、最新の統計を元に、耕地面積や農家数、農業委員会の体制等について記載しております。

続いて2ページをお開きください。「Ⅱ．担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、担い手への農地集積の現状と、令和4年度の目標に対しての実績、またその達成に向けてどういった活動を行ったかというものを記載しております。2令和4年度の目標及び実績につきましては認定農業者数が増えたためその集積面積がプラスされたことにより、83haと大きく増加してお

ります。

続きまして、3ページ「Ⅲ. 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、昨年度までにおける新規就農の状況を記載しております。令和4年度は実績は0でしたが、引き続き今後も新規就農に関する補助制度等の周知を図っていきたく存じます。

続いて4ページ「Ⅳ. 遊休農地に関する措置に関する評価」であります。町内の遊休農地の状況と、昨年度の解消実績、またその活動内容について記載しているものであります。ここ最近では横ばいから微減となっておりますが、解消に向け、今後より積極的に活動する必要があるものと思われま。

次の5ページ「Ⅴ. 違反転用への適正な対応」をご覧ください。町内違反転用の現状と解消実績、活動への評価等を記載しております。今後新規発生を防止するとともに、現在の違反者に対し根強い指導を続けていくことが必要と考えられます。

続いて6、7ページ「Ⅵ. 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてでございます。皆さんに総会でご審議頂いている議案の状況を年度でまとめたものであります。1番の農地法3条の農地の権利移動に関する許可事務の実施状況や、2番、農地法4条5条の農地転用に関する事務、続く7ページの3番、農地所有適格法人からの報告状況、4番の情報の提供等に関する状況を記載しております。

点検・評価の最後になります8ページ「Ⅶ. 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処方法」についてですが、令和元年度は大針地区が農地中間管理事業へ移行し、小貝戸地区について意見交換会や座談会の開催など担当地区委員さん、推進委員さんを中心にあっせんし、農地中間管理事業への移行について合意形成までなされました。

「Ⅷ. 事務の実施状況の公表等」に関してですが、活動計画の公表状況を記しております。

以上が、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）のとおり決定して公表し、県へ報告することに賛成の方は挙手願います。

挙手 全員です

よって、案のとおり決定して公表し、県へ報告することにいたしました。

議長

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。

大野局長よろしくお願ひします。
(事務局長 報告)

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願ひします。
(事務連絡、その他)

- ・ 新任委員の説明
- ・ 積立金の清算について
- ・ 農業新聞の購読継続について
- ・

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。

議長

ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

以上で、本日の議事は終了しました。

これをもちまして、閉会とします。

(15:00閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和5年6月23日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____